教育と福祉サービス事業所
連携マニュアル
【越前市版】

令和７年６月

越前市こども未来課

目 次

1 はじめに ---------- 1

2 学校における障がい児の支援体制 ---------- 2

3 福祉における障がい児の主な支援 ---------- 4

4 その他の支援者・支援機関の役割 ---------- 5

5 学校と障害児相談支援事業所の連携 ---------- 8

6 学校と放課後等デイサービス事業所の連携 ---------- 9

7 学校と保育所等訪問支援の連携 ---------- 10

8 「子育てファイルふくいっ子」の活用推進 ---------- 12

9 支援会議の開催 ---------- 13

参考・引用 ---------- 14

【資料編】

福井県越前市の様式「こどもまんなかつながるシート」 ---------- 1

越前市小学校・中学校一覧 ---------- 2

越前市認定こども園・保育園・幼稚園一覧 ---------- 3

越前市障害児通所支援事業所一覧 越前市障害児相談支援事業所一覧 ---------- 4

本マニュアル作成に関わった令和6年度越前市発達支援担当者会議構成員 ---------- 5

1 はじめに

本市において、障がいや発達に特性のあるこどもの放課後等デイサービスや保育所等訪問支援など福祉サービスの利用が増加しています。

また、「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（令和6年4月）では、「福祉分野においては、質の高い発達支援の提供を推進する観点から、関係機関との連携の強化、支援ニーズの高い児童への支援を充実する観点から、継続的に学校に通学できない児童への支援の充実、インクルージョンを推進する観点から、保育所等訪問支援の充実等に取り組むこと」とされ、「教育分野においては、各学校が個別の教育支援計画を作成するにあたっては、当該児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ること」とされています。

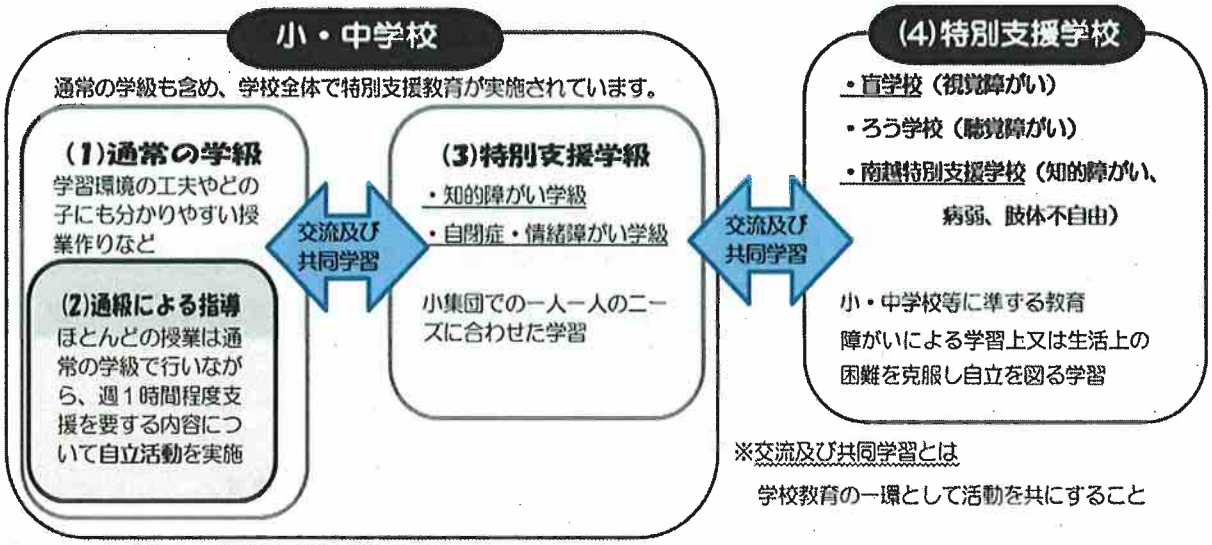
障がいや発達に特性のあるこどもの安心・安全と一貫した支援の向上のためには、支援に関わる者がそれぞれの立場や現状を理解し、顔の見える関係づくりに努めることが大切です。

本市では、令和5年度より発達支援に関わる市担当課及び外部機関の担当者で構成する発達支援担当者会議を開催し、有識者による助言をいただきながら発達支援体制づくりに取り組んでいます。

この度、本会議において、家庭と学校、福祉の一層の連携を図るため、本マニュアルの作成に取り組みました。本マニュアルを、切れ目のない支援のための参考にしていただきたいと思います。

2 学校における障がい児の支援体制

(1)越前市の特別支援教育



※通級による指導（自立活動）の例

・予定が変わると不安が強くなる子 → 行事のスケジュールや変更を確認し安心して参加できるようにする。
・書字が苦手で文字の字形が整わない子 → 位置や方向の学習や、認知特性に合わせた文字の学習を行う。

① 通常の学級

福井県では、小学校は 1 学級35人まで、中学校は 32 人までの学級集団で学習を行います。学習の見通しがもてる支援や視覚支援など、特別支援教育の視点を取り入れた支援を行います。

② 通級による指導

通常の学級に籍を置き、ほとんどの授業は通常の学級で行いながら、児童生徒の障がいに応じた特別の指導（自立活動）を、週に 1、2時間程度（多くても8時間まで）、通級指導教室等で行います。いくつかの学校を巡回する通級指導担当者が指導を行います。対象となるのは、言語障がい、情緒障がい、自閉スペクトラム症、限局性学習症、注意欠如多動症、弱視、難聴のこどもです。（ろう学校で月に 1～2回指導を受ける「ろう通級」もあります。）

③ 特別支援学級

通常学級における学習では十分に効果を上げることが難しい児童生徒のために設置される学級で、1学級8人までの小集団で一人一人のニーズに合わせた学習を行います。また、児童生徒の実態に合わせて、通常学級との交流学習を行います。

○知的障がい学級では、個に応じた教科の内容や、基本的生活習慣の確立、社会生活に必要な知識、技能及び態度の習得を身につける指導を行います。

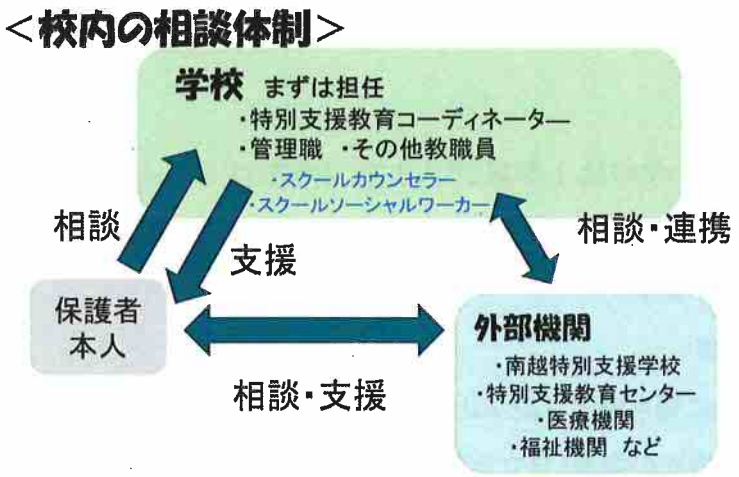
○自閉症・情緒障がい学級では、基本的には通常の学級と同じ教科等の内容を児童生徒の状態に配慮しながら進め、個に応じて情緒の安定を図ったり、コミュニケーションスキルの向上を図ったりする指導を行います。

④ 特別支援学校

一人一人の実態に応じた弾力的な教育課程を編成し、障がいの種別に応じた専門的な教育を行います。また、児童生徒の実態に合わせて、居住している地域の小・中学校に行って交流する居住地校交流を行います。

※児童生徒の実態や変容に応じて、学びの場の見直しを行うことがあります。

(2)校内の支援体制について



① 各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、相談の窓口、外部相談機関との連携・調整、学校全体で支援する体制づくり等を担っています。

② 学校規模や要支援児童生徒の数に応じて教育補助員を配置しています。

③ スクールカウンセラーは、定期的に学校を巡回し、児童生徒が抱える問題に対する相談・助言や保護者、教員に対する相談を行います。

④ スクールソーシャルワーカーは、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図ります。

3 福祉における障がい児の主な支援

(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害児相談支援

未就学	小学校	中学校	高等学校

A 障害児相談支援 相談支援専門員(※1)が障害児通所支援等の利用を希望する児童の総合的な援助方針や課題を踏まえサービスの組み合わせ等を検討し、障害児支援利用計画の作成や計画の評価等を実施。 事業概要、連携のポイントは P8へ

児童発達支援

B 放課後等デイサービス 放課後や学校休業日に、生活能力の向上のための支援、社会との交流促進等の支援を実施

事業概要、連携のポイントは P9 へ

C 保育所等訪問支援 訪問支援員が学校等に訪問し、こどもが集団生活に適応するための支援や、訪問先職員への技術的指導等を実施 事業概要、連携のポイントは P10 へ

A.B.C 市内事業所一覧は、資料編 P4 を参照してください。

※1 相談支援専門員とは、障がい児者施設等での相談業務に関する一定年数の経験と相談支援従事者研修の受講により資格を取得したものをいう

(2)福祉サービス利用の基本的な流れ

市社会福祉課
・利用申請 ・障害支援区分の認定

↓

障害児相談支援事業所
・利用に向けた相談 ・契約、障害児支援利用計画案作成

↓

市社会福祉課
・支給決定 ・受給者証の発行
障がい手帳や主治医の意見書が必要

↓

障害児相談支援事業所
・サービス担当者会議 ・障害児支援利用計画の作成
学校と相談支援事業所の連携開始

↓

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業所
・契約、個別支援計画の作成 ・利用開始
学校と放デイ等事業所の連携開始

(3)サービス担当者会議の実施と関係機関との連携

福祉サービスにおいては、サービスの利用開始時や利用更新時(基本的にこどもの誕生月(1回/年))に、相談支援専門員が、保護者や利用する福祉サービス事業所職員等を召集し、サービス担当者会議を開催します。この会議では、それぞれの場でのこどもの様子や支援内容等を共有し、その情報を各事業所の個別支援計画に反映させることで、支援内容が、こどもや家族にとってより良いものとなるよう見直しを行いながら一貫した支援の実施に努めます。

相談支援専門員は、必要があれば学校に、サービス担当者会議への出席を依頼します。学校は、会議の参加依頼があったら、参加するよう努めます。

学校の主催で支援会議が開催されることがあります。サービス担当者会議と兼ねて実施する等、柔軟に対応するよう努めます。

また、支援会議にこだわらず、保護者の同意のもと、子育てファイルふくいっ子の活用により個別の教育支援計画や障害児支援利用計画、個別支援計画等の情報共有に努めます。

4 その他の支援者・支援機関の役割

(1)福井県立南越特別支援学校 教育相談部

南越特別支援学校では、地域における特別支援教育のセンター的機能をもち、主に教育相談をとおして幼・保・こども園、小・中・高等学校と連携し、こども本人や保護者、園・学校をサポートしています。特別支援教育コーディネーターが園や学校を訪問し、「こどもの観察」、「園・学校との話し合い」、「保護者との情報共有」などを基本に、支援を必要としているこどもに対する関わり方やサポートの仕方をともに考えていきます。必要に応じて発達支援に関わる他機関とも協力しています。また、特別支援教育を初めて担当される先生方の授業づくりやクラス経営などもサポートします。

(2)保育カウンセラー

保育カウンセラーは、定期的に保育所等を巡回し、園に在籍する発達が気になるこどもの行動特性や発達状況等に関する専門的把握を行い、保育教諭や保護者等に対する専門的助言や援助を行います。また、保育所等の期間内支援体制の構築に対する助言や関係機関との連携・調整等も行います。越前市では、現在、公認心理士や言語聴覚士の資格

を持つ４人の保育カウンセラーが支援を行っています。

(3)巡回支援専門員

巡回支援専門員は、地域の一般的な子育て支援施設(越前市では、地域の放課後児童クラブ)に、定期的に巡回し、発達が気になるこどもの行動特性や発達状況等に関する専門的把握を行い、施設の支援者に対する専門的助言や援助を行います。越前市では、特別支援教育教員や言語聴覚士の資格を持つ巡回支援専門員が支援を行っています。

(4)越前市教育支援センター(希望学園・ウィング)

越前市教育支援センターの支援の対象は、越前市の小・中学校に在籍し登校できない・登校渋りのある児童生徒とその関係者で、学校に行きたくても行けない児童生徒の居場所とし、自立への支援や学校復帰の援助を行っています。また、教職員や保護者の支援として、相談や巡回訪問等も行っています。

(5)福井県特別支援教育センター

福井県特別支援教育センターは、5歳から18歳までの障がいのある、または気がかりさのあるこどもやその保護者、学校を支援する教育機関です。園・学校支援においては、園・校内の特別支援教育の理解推進・支援体制作りを管理職や特別支援教育コーディネーター、担任の先生方と一緒に考え、必要に応じて、現職教育や移行支援のサポート、他機関と連携しての支援等を行っています。研修支援においては、園・学校の先生方の特別支援教育に関する基礎的知識やスキル習得のために、研修の企画、運営やホームページでの情報発信を行っています。就学支援においては、市町の教育支援委員として就学調査や、学びの場の説明、就学の流れ等の研修を行っています。保護者支援においては、年間を通して来所や電話による相談対応や、相談会を開催しています。

(6)市の関係課

① 学校教育課(教育委員会事務部局)

小中学校幼稚園の入園入学手続き、教職員への研修や指導助言、学校の施設管理等を行っています。一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、教育相談や就学相談も行っています。

② 社会福祉課

障害児相談支援や障害児通所支援(放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)の利用に係る申請窓口で、こどもの発達や家族の状況に応じ、必要なサービスの支給決定を行います。また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付や障がいに関する各種手当の支給、補装具の給付等に関する事務を行っています。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置しています。

③ 健康増進課

母子保健事業では、親子(母子)健康手帳の交付、妊産婦一般健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査、健診事後フォロー等、安心して妊娠、出産、育児が行えるよう、妊娠期から子育て期にわたる親子への切れ目のない支援を行っています。

④ こども家庭センター(こども未来課)

こどもに関して気軽に相談できる窓口で、子育て世帯の孤立防止、虐待などへの予防的な支援を行うとともに、ひとり親家庭や女性相談等も行っています。また、母子保健と児童福祉の一体的な運営を行い、教育、子育て支援機関との連携強化、地域資源の開拓等を進めています。

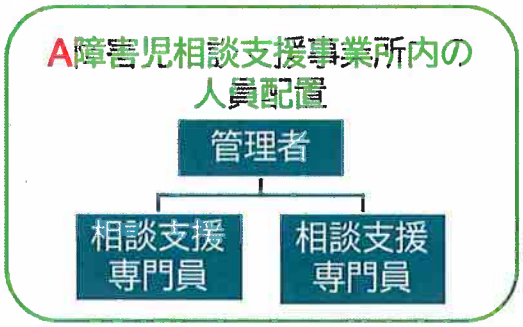
⑤ 児童発達支援センターなないろ(こども未来課)

児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害児相談支援を行うとともに、地域の発達支援の中核的な役割を担う施設です。発達支援調整機関として、多機関の連携を推進し、発達支援体制づくりを担っています。また、発達相談として、こどもの発達や家庭生活、集団生活などに関する相談に専門のスタッフが対応します。

5　学校と障害児相談支援事業所の連携

(1)障害児相談支援事業所の役割と人員配置

放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の利用を希望するこどもとその家族の相談に応じる事業です。



担当の相談支援専門員が、こどもや家庭の状況を把握し一人一人に合ったサービス(事業所や必要日数等)の調整等を行います。利用開始後は、一定期間ごとにこどもと家族に会い、モニタリング(サービス利用状況の検証と見直し)を行い継続的な相談支援を行います。また、家族と福祉サービス事業所、学校等をつなぐ役割も担い、必要に応じて支援会議を開催します。

(2)連携のポイント

① 相談支援専門員は、こどもの通学する学校管理職・教頭に連絡し、自分の役割を伝えます。

② 様式1「越前市こどもまんなかつながるシート」(資料編 P1)を家族とともに作成し、家族を通じて関係者に渡します。

「越前市こどもまんなかつながるシート」は、こどもの支援に関わる支援者と連携に関する保護者の承諾を確認できるシートです。連携に活用してください。

③ 相談支援専門員は、「障害児支援利用計画」の作成やモニタリングの際に、学校でのこどもの様子、支援内容を適切なサービス調整の参考にするために、学校に連絡を行うことがあります。

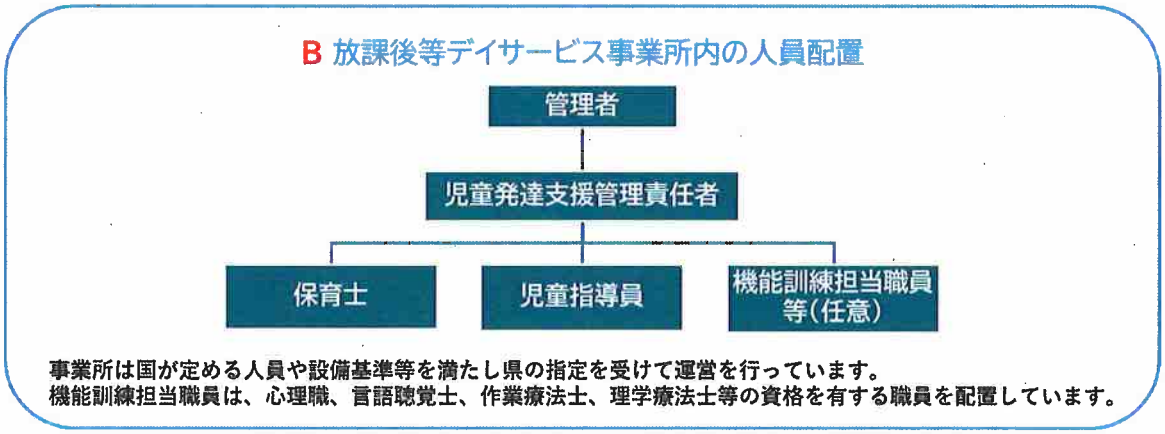
④ 学校は、利用する事業所や家庭の状況に関する保護者の悩みや心配事を把握した場合には、保護者の同意を得て、相談支援専門員に相談します。

相談支援専門員は、サービス担当者会議等を行うにあたり、必要に応じて、学校の先生に出席を依頼することがあります。

6　学校と放課後等デイサービス事業所の連携

(1)放課後等デイサービス事業所の役割と主な人員配置

放課後等デイサービスは、学齢期の障がいのあるこどもに対し、個々の障がいや発達の状況、特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への支援を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援を行うものです。家族の相談や家庭内での養育に関する支援、ケアの一時的な代行による支援等によって、家族がこどもに向き合うゆとりと自信を回復しうることで、こどもの発達に好ましい影響を及ぼすことが期待されています。



(2)連携のポイント

こどもを一日通してみるという視点を持ち、学校、放課後の居場所、家庭それぞれの場所でのこどもの様子や支援内容等の情報共有を十分に行います。

①学校は、家族から放課後等デイサービス利用の連絡があったら、必要事項を確認し、校内で共有します。

・利用する事業所、利用する曜日、利用開始日、送迎サービスの利用の有無　など

②安全・安心な送迎サービスを行うため、学校と事業所は必要事項を確認し合います。

・送迎車の駐車場所、引き渡しの時間や場所

・こどもへの配慮　など

③利用スケジュール等のやりとりは、基本的に家庭を通じて行います。

④家庭、学校、事業所は連携して、緊急時の対応を行います。

⑤引き渡し時に学校は、事業所の職員に学校でのこどもの健康状態や様子等を伝えます。

⑥宿題の支援については、家庭、学校、事業所で十分に情報共有を行います。

⑦個別支援計画の共有等により、随時、情報共有を行います。

7　学校と保育所等訪問支援の連携

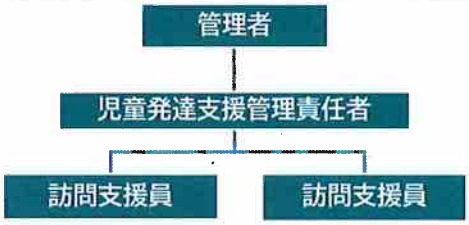
(1)保育所等訪問支援事業所の役割と主な人員配置

保育所等訪問支援は、家族からの依頼に基づき、保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が学校等を訪問し、集団生活への適応とこどもの育ちの充実のために専門的な支援を行うものです。

訪問支援員は、学校の意向を受け止め、こどもとの関わりの中で困っていること等を丁寧に把握した上で、学校に対し、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や環境等について助言することなどを通じて、こどもの育ちを支え、全てのこどもが共に成長できるよう支援します。

また、保育所等訪問支援を通して、家庭と学校の距離が縮まり、こどもの成長・発達を共に喜び合えるようになることで、最終的にはこどもが安心・安全に過ごせる環境になり、教育の効果を最大限に引き出すことにつながると期待されています。

C 保育所等訪問支援事業所内の人員配置



訪問支援員の人数や職種は、事業所によって異なります。
訪問支援員は、放課後等デイサービスと兼務の場合が多く、心理職、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、保育士等の資格を有する職員が、専門性を活かし支援を行います。

(2)利用開始までの流れ

① 相談支援専門員は、保育所等訪問支援を開始しようと思う時(利用開始を決定する前)に、学校に利用に至る経緯、目的、開始希望時期等を伝えます。

② 学校の承諾後、事業所と学校とで訪問日等の調整を行います。

※ 保育所等訪問支援事業が定着するまで、事前協議が必要な場合は、予備会議を開催します。学校は、保護者等より保育所等訪問支援の利用希望を把握したら、市教育委員会指導主事に連絡をしてください。相談支援専門員は、社会福祉課支給申請担当者、または児童発達支援センターないろ地域連携推進マネジャーに連絡をしてください。

【予備会議とは】

目 的　・訪問支援の内容や目的、役割の確認と、開始時期、実施頻度等の検討等

出席者　・学校（学校管理職・教頭または特別支援教育コーディネーター、担任等）

・福祉事業所（相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所等）

・市（教育委員会指導主事、社会福祉課担当者、児童発達支援センターないろ地域連携推進マネジャー等）

（3）連携のポイント

①訪問支援員は、訪問支援の成果（観察時に気づいたことや配慮の工夫等）を学校と共有します。共有の方法は、訪問支援員と学校で相談し柔軟に対応してください。

②訪問日の日程調整は学校と事業所で直接行い、家族と共有します。

③家庭、学校、事業所は連携して、緊急時の対応を行います。

④その他、こどもの支援にとって共有が必要なことは、家庭、学校、事業所で随時、情報共有を行います。

8 「子育てファイルふくいっ子」の活用推進



「子育てファイルふくいっ子」は、福井県が作成した共通のツールで、こどもの育ちや支援経過、支援内容などを一冊にまとめた育ちの記録です。保護者がまとめて管理し、保護者の意思で、こどもの支援に関わる支援者に開示し、それぞれの支援に役立ててもらうものです。多機関で情報を共有することで、一貫性のある支援につながるとともに、こどもが安心して生活でき、持てる力を最大限に高めることにつながることが期待されます。

(1)「子育てファイルふくいっ子」の内容

①**受診歴・相談歴**：出生時からの育ちや支援の経過を記録します。

②**基礎調査票**：こどもの発達特性や全体像を把握します。

③**個別の支援計画シート、個別の指導(支援)計画等**：支援の手立てを具体的に考え、支援の計画を作成します。

④**サマリーシート**：こどもの発達特性や有効な支援方法を、次のステージにつなげます。

(2)支援者の活用方法

①初めてこどもに関わるとき、保護者にファイルを見せてもらい、こどもの育ちの経過や発達特性、有効な支援内容等を確認します。

②基礎調査票でこどものアセスメントを行ったら、そのコピーを保護者に渡し、ファイルに綴るよう伝えます。

③個別支援計画等を作成したら、そのコピーを保護者に渡し、ファイルに綴るよう伝えます。

④定期的にファイルを確認し、他機関(医療・福祉・教育等)の支援内容を確認します。

(面談の際には、保護者に毎回持参していただくよう伝えておくといいでしょう。)



様式は福井県障がい福祉課 HP よりダウンロードできます。
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/fukuikko-file.html

9　支援会議の開催

こどもを支援の輪の中心として考え、家庭、学校、事業所、その他こどもに関わる支援者が指導・支援の目標や方法についての情報を共有し、それぞれの役割を確認することにより、一貫した支援を行うことを目的に行います。

(1)支援会議のタイミング

子育てファイルふくいっ子を活用し、互いの支援計画を共有することは行いつつ、会議の必要性があると感じたときに、声を掛け合って支援会議を行います。

会議の調整は、学校の特別支援教育コーディネーターと障害児相談支援事業所の相談支援専門員が行います。学校や事業所の状況に応じ、やりやすい方法を検討するとよいでしょう。必要があれば、児童発達支援センターなないろ発達支援調整機関の地域連携推進マネジャーが会議の調整を行います。

支援会議の例

- ○ 福祉が行うサービス担当者会議のタイミングで学校にも声をかける。
- ○ 学校が行う他機関(特別支援教育センターや南越特別支援学校の巡回相談等)との支援会議に福祉事業所にも声をかける。
- ○ 年度初めに支援会議の計画を立て、計画的に行う。　　など

(2)会議の内容

こどもの様子や発達特性、指導・支援の目標や手立て等についての情報を共有し、共通点や相違点を理解します。さらに、よりよい指導・支援を目指して、家庭・学校・事業所がそれぞれの役割や手立てについて話し合います。

【参考・引用】

○ 地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)

こ支障第2号　6初特支第2号　障障発 0425 第1号　令和6年4月25日

こども家庭庁支援局・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

○ 放課後等デイサービスガイドライン(令和 6 年 7 月)

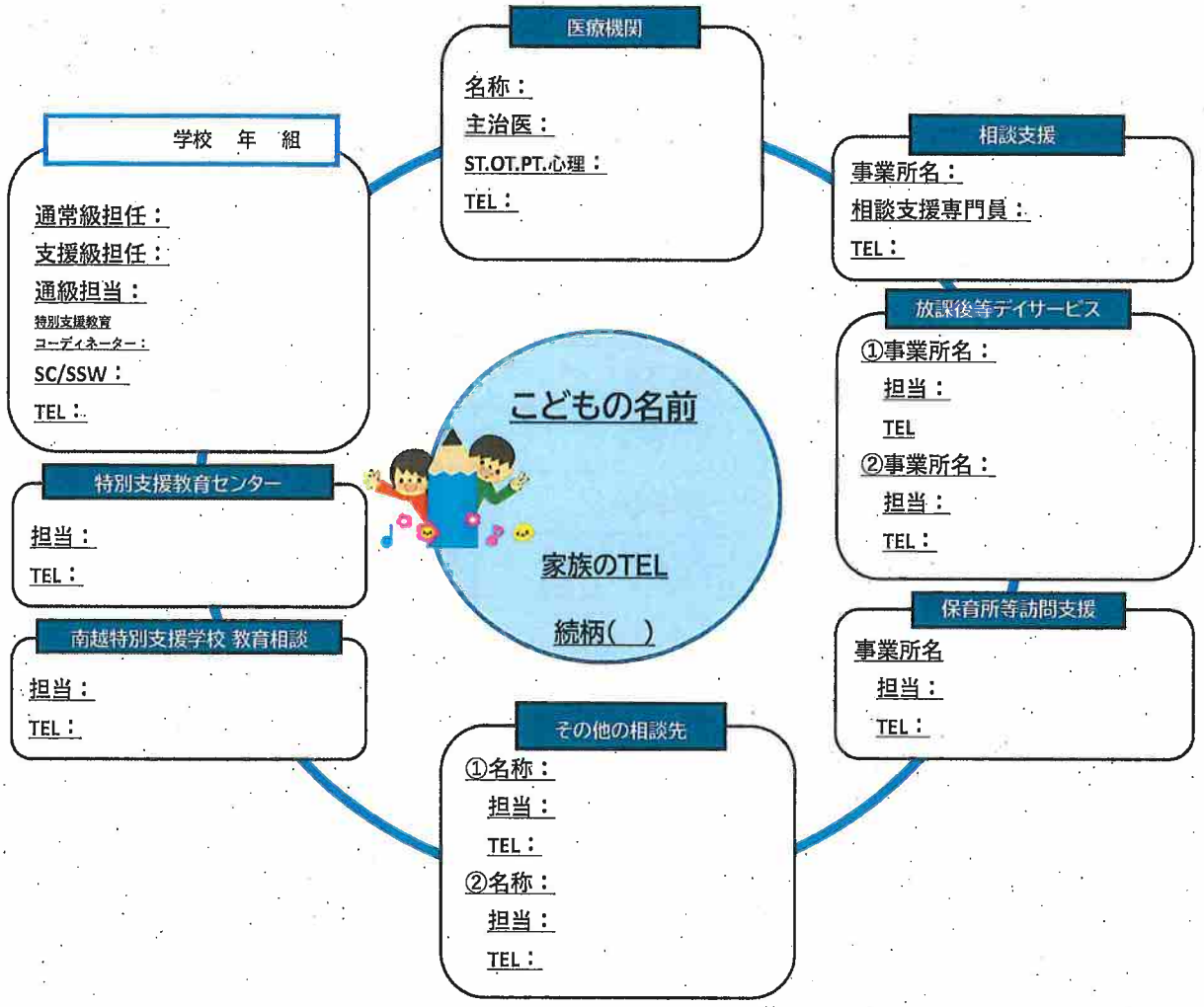
○ 保育所等訪問支援ガイドライン(令和 6 年 7 月)

○ 入間市小中学校・相談支援事業所・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援連携マニュアル

資料編

様式1

越前市こどもまんなか
つながるシート（学齢期用）



◇ 本人の成長や生活を応援してくれる人や電話番号を記入しましょう。

【関係機関の情報共有について】

以下に○を記入した情報については、必要に応じて、上記の関係機関で共有することに同意します。

	相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」「モニタリング」のコピーを渡すこと
	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業所が作成する「個別支援計画」のコピーを渡すこと
	学校が作成する「個別の教育支援計画「個別の指導計画」のコピーを渡すこと
	放課後等デイサービス事業所が行う支援内容に関する情報を伝えること
	学校が行う合理的配慮や自立活動の指導内容等に関する情報を伝えること
	学校の担任が記入する連絡帳の内容を事業所が閲覧すること
	放課後等デイサービス送迎担当者に児童生徒を引き渡す時、学校での様子等を口頭で伝えること

作成日：　　年　　月　　日

保護者（自署）：　　（続柄　　）

こどもへの支援のため、上記の関係機関が連携することを承諾します。
また、情報共有について、○を記入した情報を、関係機関で共有することを承諾します。

越前市　小学校・中学校一覧

	学校	TEL	住所
1	武生東小学校	22−0367	国府二丁目9−12
2	武生西小学校	22−0408	中央二丁目2−13
3	武生南小学校	22−0366	武生柳町13−20
4	神山小学校	22−1104	広瀬町 102−43
5	吉野小学校	22−0192	本保町17−1
6	大虫小学校	22−1109	高森町14−15
7	国高小学校	22−1045	国高一丁目15−5
8	坂口小学校	28−1808	湯谷町24−25
9	王子保小学校	22−1293	今宿町5−14
10	北日野小学校	22−1095	小野谷町2−2
11	北新庄小学校	22−1040	北町47−6
12	味真野小学校	27−1323	池泉町9−1
13	白山小学校	28−1002	都辺町24−2
14	南中山小学校	42−0225	中津山町38−13−2
15	花筐小学校	42−0045	粟田部町41−12
16	服間小学校	42−1002	藤木町12−11
17	岡本小学校	42−0101	定友町10−15

	学校	TEL	住所
1	万葉中学校	27−1258	西尾町 48−18
2	武生第一中学校	23−1411	平出一丁目6−1
3	武生第二中学校	23−1422	妙法寺町42−15
4	武生二中坂口分校	28−1808	湯谷町24−25
5	武生第三中学校	23−1433	村国二丁目3−56
6	武生第六中学校	22−1462	四郎丸町16−1
7	武生第五中学校	28−1004	都辺町36−73
8	南越中学校	42−1870	野岡町28−4

越前市　認定こども園・保育園・幼稚園一覧

	法人名	園名	TEL	住所
1	越前市	認定こども園北日野	22−1772	矢放町16−4
2	越前市	認定こども園北新庄	22−1974	北町38−6
3	越前市	認定こども園岡本	42−0435	岩本町5−26
4	越前市	認定こども園南中山	42−0325	中津山町41−13−2
5	越前市	認定こども園服間	42−1029	藤木町12−34
6	越前市	にじいろこども園	22−0433	中央二丁目2−27
7	越前市	家久保育園	24−1244	家久町94−2−1
8	社会福祉法人　華光会	二葉保育園	27−1328	五分市町3−6−1
9	社会福祉法人　浪花保育園	浪花認定こども園	22−7019	府中三丁目5−12
10	社会福祉法人　安養寺保育園	安養寺こども園	28−1741	安養寺町89−29−1
11	社会福祉法人　わかたけ共済部	わかたけ認定こども園	22−6203	高森町18−7−2
12	社会福祉法人　わかたけ共済部	そよかぜ認定こども園	24−0340	高木町12−7−1
13	社会福祉法人　和楽園	南保育園	22−3214	若竹町12−23
14	社会福祉法人　和楽園	認定東こども園	22−6637	堀川町3−14
15	社会福祉法人　和楽園	認定西こども園	22−7151	新保町32−10
16	社会福祉法人　和楽園	国高保育園	23−0983	村国一丁目9−8
17	社会福祉法人　和楽園	高瀬保育園	23−5203	文京二丁目4−3
18	社会福祉法人　雛岳園	愛星認定こども園	24−4450	白崎町33−2−1
19	社会福祉法人　雛岳園	たんぽぽ認定こども園	24−4460	常久町101
20	社会福祉法人　育聖会	味真野保育園	27−2203	上大坪町28−3
21	社会福祉法人　福栄会	神山認定こども園	23−8688	広瀬町132−3−1
22	社会福祉法人　町屋福祉会	認定こども園あわたべ	42−0493	粟田部町46−2
23	社会福祉法人　慶秀会	認定こども園里山ほのか学園	23−0030	氷坂町14−2−1
24		なのはな保育園	42−6623	高瀬一丁目8−9
25	株式会社Select	HAGUKUMU保育園	42−7080	押田二丁目10−70

	法人名	園名	TEL	住所
1	越前市	吉野幼稚園	22−5541	本保町19−9−1
2	越前市	国高幼稚園	22−4555	国高二丁目319−3
3	学校法人　引接寺学園	丈生幼稚園	22−0625	京町三丁目3−5
4	学校法人　摂取学園	丈生神山幼稚園	22−1397	三ツ口町45
5	学校法人　恩恵学園	恩恵幼稚園	23−4720	住吉町3−29
6	学校法人　南芝原学園	ひかり幼稚園	22−3255	芝原四丁目1−30

越前市　障害児通所支援事業所一覧

	事業所名	TEL	住所	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問支援
1	NPO法人　エンジェルキッズ	23－7735	府中一丁目11－2 (市民プラザたけふ4F)		●	
2	障がい児のデイサービス　杉の子	22－5108(AM) 080－6364－0081(PM)	上大坪町35－1－1(南越特別支援学校敷地内)		●	
3	複合型デイサービスてまり	22－0305	平出一丁目12－37 (野尻医院)		●	
4	デイサービス　いっしょ家	29－3280	家久町 74－14－1	●	●	
5	デイサービス　ふぅ	43－5596	小野谷町 4－1－10		●	
6	翔っ子(かけっこ)	25－3014	稲寄町12－8－5	●	●	
7	希星(あかり)	080－1956－6001	稲寄町7－22－7		●	
8	みらいクリエイトKITTO	070－8962－5522	上太田町29－7－1	●	●	●
9	みらいクリエイトPocket！	080－4361－5152	上太田町29－15－1		●	
10	活き生きほっと倶楽部	21－5208	高木町111－2		●	
11	越前市社会福祉協議会 デイサービス芦山	25－0070	矢船町 8－12－1		●	
12	はじめのいっぽ	090-8097-9961	沢町 141番地	●		●
13	越前市児童発達支援センターななないろ 早期支援教室	22－3628	府中一丁目11－2 (市民プラザたけふ4F)	●	●	●
14	越前市児童発達支援センターななないろ 専門支援教室	43－5017	府中一丁目11－2 (市民プラザたけふ4F)	●	●	●

越前市　障害児相談支援事業所一覧

	事業所名	TEL	住所
1	越前市社会福祉協議会 相談支援センターゆい	22－8502	矢船町 8－12－1
2	芦山会　相談支援事業所アップ	21－5400	国高二丁目42－6
3	サポートセンターふぅ	43－5596	小野谷町 4－1－10
4	陽光会　サポートセンターたいよう	21－0500	白崎町35－10－1あいの里内
5	たけふ福祉会　相談支援事業所with	21－3500	白崎町35－10－1たけふ福祉工場内
6	サポートオフィスSOU	080－4322－4254	上太田町29－7－1
7	エル・オールえちぜんCOCOCALA	080－5878－2032	丹生郷町19字若宮18－1
8	越前市児童発達支援センターななないろ 相談支援室	43－5017	府中一丁目11－2市民プラザたけふ4F

※市外の事業所については、福井県、福井市のホームページをご覧ください。

福井県障がい福祉課　https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogaishisetu.html

福井市障がい福祉課　https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/service/shougaisabisu.html

本マニュアル作成に関わった 令和6年度　越前市発達支援担当者会議構成員

（敬称略）

	所属機関	職種	氏名
1	福井県こども療育センター	所長　アドバイザー	津田　明美
2	福井県特別支援教育センター	指導主事	藤井　轄行
3	同	指導主事	林田　祐紀
4	同	指導主事	細谷　佳奈子
5	福井県南越特別支援学校 教育相談部	特別支援教育コーディネーター	桝田　聖子
6	越前市教育振興課	参事　指導主事	西田　千鶴
7	越前市社会福祉課	主幹　保健師	後藤　ゆう子
8	同	主査	髙橋　侑香
9	越前市健康増進課	主幹　保健師	飯田　真理
10	越前市こども未来課　児童発達支援センターなないろ	主幹　児童発達支援管理責任者	渡辺　博子
11	同	主幹　保育士	齋藤　聡美
12	同	主査　保健師	佐々木　聖子
13	同	言語聴覚士	杼木　洋子
14	同	保育士	飛山　麻子
15	同	臨床心理士	小嶋　真悠子
16	同　発達支援調整機関	主幹　地域連携推進マネジャー	山岸　昌子

令和7年6月　初版作成
令和8年4月　一部改訂